

MIRIVE 埼玉会場・愛知会場

二輪車等の出品と書類の取り扱いについて

MIRIVE 埼玉会場・愛知会場では、二輪車等の書類について、以下のようにお取り扱いしています。ご出品の際はご注意ください。

(大阪会場では、出品を受け付けていません)

●251 cc～ (小型二輪・大型二輪 → 陸事管轄)

→ 抹消・継続とも受け付けます。書類は通常の四輪車に準じます

●126～250 cc (軽二輪 → 陸事管轄)

→ 抹消出品のみ受け付けます。届出済証返納証明書、譲渡証が必要です  
(令和元年7月以前に返納している車両は、届出済証返納済確認書も必要です)

●～125 cc (原付一種・原付二種 → 市町村管轄)

→ 抹消出品のみ受け付けます。廃車証明書、譲渡証が必要です。

●ミニカー (コムス等 → 市町村管轄)

→ 抹消出品のみ受け付けます。廃車申告受付書、譲渡証が必要です。

上記の書類がないものは、出品不可とさせていただきます。

どうぞ、ご了承ください。